

奈良県告示第三百五十九号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号。以下「条例」という。）第十一條第一項の規定により、条例第二十六條の四の規定による個人の県民税の申告及び条例第三十六條の二の規定による個人の事業税の申告に関する期限のうち、奈良県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、令和三年二月二日から同年四月十四日まで到来するものについては、同月十五日まで延長する。

令和三年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾